

# I. 計画の策定に当たって

# I. 計画の策定に当たって

## 1. 策定の背景と趣旨

急速な少子化の進行は、将来人口の減少をもたらし、労働力人口の減少や社会保障負担の増加等、社会の安定的な発展を阻む要因として問題視されています。また、世帯規模の縮小等が著しく進み、国民の生活価値観が多様化する一方、地域社会の共同体的システムが弱体化していくなど、「子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境」が大きな変化を遂げてきています。そうした中、子育てを社会全体で支援していくことが必要となってきました。第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としながらも、子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築する必要があります。

国においては、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支援するため、「エンゼルプラン」等の少子化対策を次々と打ち出しており、平成 15 年 7 月の「次世代育成支援対策推進法」において、地方公共団体、事業主等による次世代育成支援行動計画の策定が義務付けられました。その後、平成 19 年度の「新待機児童ゼロ作戦（～希望するすべての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～）」、平成 22 年 1 月の「子ども・子育てビジョン」策定を経て、平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」等関連 3 法が成立しています。これにより、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を総合的に推進することとなり、市町村においては、子育て等支援策を定めた子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。

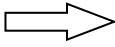
名護市においては、平成 16 年度、21 年度に、次代を担う子どもと全ての子育て家庭の支援策として「名護市次世代育成支援行動計画」を策定し、待機児童の解消をはじめ多様な保育ニーズへの対応に向けた総合的かつ計画的な取組を進めてきました。そうした中、「名護市次世代育成支援行動計画（後期計画）」が、平成 26 年度で期間満了となり、子ども・子育てを支援するための新たな計画の策定が必要となっています。

平成 27 年度から施行される「子ども・子育て支援新制度」においては、急速な少子高齢化の進行や、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育てに対し孤立感や負担感を持つ家庭の増加、子ども・子育て支援への量の不足等に伴う待機児童問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組を推進することになります。



## □国の方向性及び次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の比較

### <子ども・子育てビジョン>

家族や親が子育てを担う  社会全体で子育てを支える  
(子どもが主人公(フルタイム・ファースト)、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ 等)

#### ○目指すべき社会への政策4本柱

- ①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
- ②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
- ③多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
- ④男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ

### <次世代育成支援対策推進法>

#### ○法の基本理念

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### ○計画策定指針

- ①地域における子育て支援
- ②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
- ③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ④子育てを支援する生活環境の整備
- ⑤職業生活と家庭生活との両立
- ⑥子ども等の安全の確保
- ⑦要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

### <子ども・子育て支援法>

#### ○法の基本理念

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

## □子ども・子育て支援新制度の目的

- ・質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- ・保育の量的拡大・確保(待機児童の解消、地域の保育を支援)
- ・地域の子ども・子育て支援の充実

## 2. 計画の位置付け

### (1) 法的な位置付け等

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うために、これらについての量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業所の参画を得ながら子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

なお、本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、「名護市次世代育成支援行動計画（後期計画）（H22）」を策定し、子どもや子育て家庭を総合的に支援する事業を展開してきましたが、次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、時限立法であった法律の有効期限が10年間延長され、平成37年3月31日までとなりました。また、策定義務が任意化された市町村行動計画等については、各地域の実情に応じ必要な特定の事項のみの作成とすることも可能とされています。そのため、同法に基づく「名護市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本的な考え方や施策内容を継承・包含しつつ、選択と集中の観点から精査を行い、特に取り組んでいくべき内容を中心に位置付けていくものとします。

加えて、「放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図るため、放課後児童クラブや放課後子ども教室（本市においてはこれに代わる事業として「子どもの家づくり事業」）についても包含した計画として策定していくものとします。

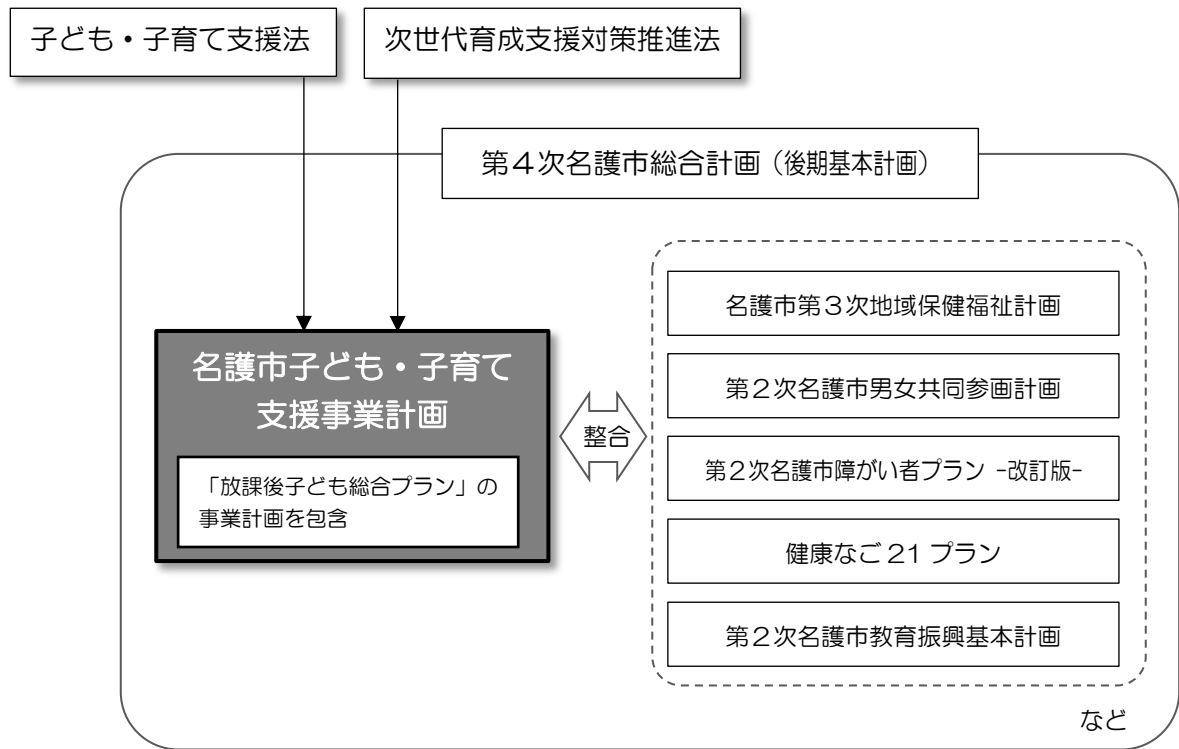
### (2) 計画の対象

この計画においては、妊娠・出産期から小学校就学後の学童期までの子どもや子育て家庭等を主な対象としますが、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、本市における全ての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。

### (3) 上位・関連計画との関係

本計画は、「名護市次世代育成支援行動計画（後期計画）（H22）」の一部施策を継承するとともに、本市の最上位計画である「第4次名護市総合計画後期基本計画（H26）」をはじめ、「名護市第3次地域保健福祉計画（H24）」や「第2次名護市障がい者プラン -改訂版-（H27）」、「第2次名護市男女共同参画計画（H26）」等の個別計画との整合を図るものです。

【計画の位置付け】



3. 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5か年間を計画期間とします。なお、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、必要に応じて中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

H22 2010年	H23 2011年	H24 2012年	H25 2013年	H26 2014年	H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	H31 2019年
名護市次世代育成支援行動計画（後期）					名護市子ども・子育て支援事業計画				
※必要に応じ、中間年を目安に計画の見直しを行う									